

入 札 心 得

(総則)

第1条 令和7年度小麦の輸入先国の多元化に向けた調査業務に関する入札については、法令その他に定めるもののほか、この入札心得によるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、あらかじめ入札公告、入札説明書、仕様書及び契約書（案）等を熟知の上、入札しなければならない。

2 入札参加者は、入札書（別紙様式第1号）を作成し、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）を表記し、入札公告に示した期限までに入札しなければならない。

3 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その入札前に代理人の資格を示す委任状（別紙様式第2号）を提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人（以下「入札参加者等」という。）は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札参加者等は、入札時刻を過ぎたときは入札することができない。

6 入札参加者等は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

7 入札参加者等は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第71条第1項の規定に該当する者を、同項に定める期間、入札代理人とすることができない。

8 入札参加者等は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第3号）について入札前に確認しなければならない。入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者等は、落札決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者等（開札の立会人を含む。）が連合し、又は不穏の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状のない代理人のした入札

- (3) 記名のない入札書による入札
- (4) 金額を訂正した入札書による入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者による入札
- (7) 入札時刻に遅れてした入札
- (8) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第3号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

（開札）

第6条 入札参加者等は、開札に立ち会うものとする。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない農林水産省農産局職員を立ち会わせることにより開札する。

（再度入札）

第7条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。この場合第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格を失うものとする。

第3回目以降に行う入札についても上記を準用して行うものとする。

- 2 前項の場合において応札できる者は、初度入札に応札した者とする。また、更に落札者がいない場合は、引き続き同様に入札を行う場合がある。
- 3 必要と認められる回数の入札を実施しても落札者がいない場合又は応札者がいない場合は、入札を終了する。
- 4 第1項の入札には、第5条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。
- 5 郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。

（低入札価格調査制度、調査基準価格）

第8条 予決令第85条（同令第98条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額（調査基準価格）に満たない場合とする。

- 2 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、事後の事情聴取に協力すべきものとする。

（落札者の決定）

第9条 予決第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官が入札説明書で示す要求事項のうち必須項目の最低限の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合は、入札を「保留」し、調査の上、落札者を後日決定する。この場合は、最も評価の高い者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

- 2 入札を「保留」した場合は落札者を決定次第、結果を落札者及び最低価格入札者（最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ）に通知し、他の入札者にはその旨お知らせする。

（同価格の入札）

第 10 条 落札となるべき同総合評価点の入札者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者又は郵便による入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない農林水産省農産局職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）

第 11 条 落札者は、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課（以下「貿易業務課」という。）から交付された契約書（案）に記名押印の上、落札決定の日から 7 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる行政機関の日を含まない。）に、これを貿易業務課に提出しなければならない。ただし、貿易業務課がやむを得ない事情と認めるときは、この期間を延長することができる。

- 2 落札者は、貿易業務課から入札金額の内訳書の提出を求められた場合には、速やかに提出しなければならない。
- 3 貿易業務課は、落札者が第 1 項に規定する期間内に契約書（案）を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。

（異議の申立て）

第 12 条 入札に参加した者は、入札後この心得、入札公告、仕様書及び契約書（案）等についての不知及び不明を理由として異議を申し立てることはできない。

入 札 書

令和 年 月 日

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人氏名)

¥

ただし、令和7年度小麦の輸入先国の多元化に向けた調査業務に要する
経費

上記金額のとおり、入札説明書、入札心得等を承諾の上、入札いたしま
す。

- (注) 1 提出年月日は必ず記載すること。
2 入札金額は、仕様書に規定する調査業務に要する経費を記入すること。
なお、記入に当たって、入札者は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入
札書に記載すること（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算
した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつ
て落札金額とするため。）。
3 金額の訂正をしないこと。
4 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
5 代理人氏名を記入する（ ）内は、代理人が入札するときに使用すること。
6 用紙は、A4判とする。
7 入札に当たっては本様式を使用すること。
なお、金額については、日本国通貨とすること。

委任状

私は、
を代理人と定め、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長の発注する「令和7年度小麦の輸入先国の多元化に向けた調査
業務」に係る入札に関し、下記の権限を委任します。

記

入札及び見積りに関する一切の権限

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

(注意) 用紙はA4判とする。

暴力団排除に関する誓約事項

私（法人であるときは当法人、団体であるときは当団体。）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。